

市民税・県民税の

申告はお早めに！

申告期間
2月18日(月)～
3月15日(金)



申告期間は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。公民館などでの出張受付は、2月5日(火)から行います。日時と会場を確認のうえ、ご来場ください。

平成24年度市民税・県民税の申告をしたかたには、平成25年度市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

申告の必要なかた

1 平成25年1月1日現在で市内に住所を有し、平成24年1月1日から12月31日までに次の

①から⑤の所得があり、確定申告をしないかた。

① 給与所得(パート・アルバイト賃金を含む)

・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた

・給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所得があったかた

(1社のみから給与の支払いを受けているかたで給与所得以外の所得の合計額が20万円以上の場合、所得税の確定申告が必要となります。)

・2社以上から給与の支払いを受けたかた

・医療費控除など各種控除を受けようとするかた

② 雑所得

公的年金などの収入があったかたで、社会保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとするかた

③ 事業所得

営業・農業などの所得があったかた

④ 不動産所得

土地・家屋などの貸付による所得があったかた

⑤ 配当・譲渡・一時所得

株式などによる利益の配当・資産の譲渡から生ずる所得・生命保険契約などに基づく一時金などがあつたかた

② 税法上の扶養になつていて、扶養者が市外在住のかた

(単身赴任中の夫に扶養されている配偶者のかたなど)

③ 所得のないかたで、国民健康保険・児童手当・老人医療費などの関係で申告が必要なかた

また、そのほか各種税証明書が必要とするかた

4 平成25年1月1日現在で、市

所得税の確定申告をされるかたは、市民税・県民税の申告の必要はありません

内に住所はないが、事務所や事業所が市内にあるかた

申告日時・会場

受付日	受付会場	受付時間
2月5日(火)・6日(水)	戸塚公民館	9:00～ 15:00
2月7日(木)・8日(金)	芝市民ホール(芝支所と併設)	
2月12日(火)・13日(水) 14日(木)・15日(金)	鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	
2月21日(木)	安行公民館	
2月22日(金)	新郷公民館	
2月27日(水)	神根公民館	
2月18日(月)～ 3月15日(金) (土・日曜日を除く。ただし 2月24日(日)、3月3日(日)は 受け付けます)	市民会館 1階会議室 (市役所斜め 向かい)	9:00～ 16:00

※所得税の住宅借入金等特別控除は、受け付けすることができません。税務署にお問い合わせください。
※各会場とも初日は大変混雑することが予想されます。混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。
※駐車場には限りがあります。車での来場はご遠慮ください。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類(平成24年分の給与や年金の源泉徴収票など)
- 社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料(一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

郵送での申告

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告をお勧めします。

申告書に必要な事項などの記入漏れがないことを確認し、押印のうえ、控除証明書など必要書類を同封し、返信用封筒で郵送してください。(切手は不要です)

※郵送申告分は、記入された内容についてお電話で確認することがありますのであらかじめご了承ください。

各種控除の申告も忘れずに

控除を申告することで、税負担が軽減されます。(配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除(税額控除)など)

※領収書や証明書の提示や提出ができないときは、控除の適用ができないことがあります。



スキップ ～確定申告会場はSKIPシティ～

川口税務署・西川口税務署合同による所得税の確定申告会場を、SKIPシティに開設します。

なお、開設期間中、税務署の庁舎内に確定申告会場は設置されませんのでご注意ください。

場 所…上青木3-12-18

SKIPシティ総合棟 (A1街区) 1階多目的ホール

開設期間…2月14日(木)～3月15日(金)

(土・日曜を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設。)

受付時間…9:00～16:00

※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

問い合わせ…川口税務署 048-252-5141(代表)

西川口税務署 048-253-4061(代表)

※相談・会場案内等に関するご不明な点は、税務署までお尋ねください。

なお、SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。

税法改正について ＜生命保険料控除の見直し＞

平成25年度の市民税・県民税における生命保険料控除が見直しされました。今回の改正では、生命保険料控除の合計適用限度額の7万円に変更はありませんが、従来の一般生命保険料控除(改正前:3.5万円)と個人年金保険料控除(改正前:3.5万円)に介護医療保険料が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が2.8万円に変更されます。

ただし平成23年12月31日以前に締結した保険契約(以下「旧契約」)については、従来の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ3.5万円がそのまま適用されます。

※以上の見直しについては、平成24年1月1日以後に締結した保険契約(以下「新契約」)から適用されます。

※新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、限度額が2.8万円になります。

便利 e-Tax データ登録! 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

問い合わせ…〔市民税・県民税〕市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636、7245 FAX048-259-4541

〔所得税・消費税・贈与税〕川口税務署 ☎048-252-5141、西川口税務署 ☎048-253-4061

景観シンポジウム

第16回 川口市都市デザイン賞表彰式

講演 テーマ 「人が集まるための場所、景観とは」

講師 建築家 伊東 豊雄 氏

場所 フレンディア (キュポ・ラ4階)

定員 400人 (先着順・要事前申し込み)

※当日は、必ず「参加証」を持参ください。

申込方法

- ①FAX…住所、氏名、年齢、電話番号、FAX番号、参加人数を明記し申し込みください。参加が確定されたかたには「参加証」をFAXでお送りします。
- ②Eメール…住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、参加人数を明記し申し込みください。参加が確定されたかたには「参加証」を返信します。※必ずドメイン指定解除のうえお申し込みください。
- ③往復はがき…住所、氏名、年齢、電話番号を明記し申し込みください。参加が確定されたかたには「参加証」を郵送でお送りします。※1人1通で申し込みください。

講師紹介



伊東 豊雄 氏

■1941年生まれ 1965年東京大学工学部建築学科卒業 1971年アーバンロボット設立 1979年伊東豊雄建築設計事務所に改称 2005年～くまもとアートポリス コミッショナー

■代表作「せんだいメディアテーク」「TOD'S表参道ビル」「多摩美術大学図書館(八王子キャンパス)」など

■受賞歴 日本建築学会賞作品賞、ヴェネチア・ア・ビエンナーレ金獅子賞 など



申し込み・問い合わせ…

〒332-8601 青木2-1-1 都市計画課内
川口市景観シンポジウム受付事務局
☎048-242-6333 FAX048-255-8329
Eメール viva-stage@song.ocn.ne.jp